

2026年度（令和8年度）第1回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2026年度（令和8年度）第1回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2026年（令和8年）5月26日（火）17時30分～18時30分
福山市役所本庁舎3階 中会議室

3 出席者

委員	梅國委員長、堂前委員、倉田委員、掛谷委員、佐藤委員（計5名）
関係局部課長	（市長部局） 土木部長、建築部長、建設政策課契約担当課長、道路整備課長、 設備課長
	（上下水道局） 経営管理部長、施設部長、管財契約課長、水づくり課長、施設整 備課長

4 会議の概要

(1) 抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し、2025年度（令和7年度）3月末までの契約状況について、建設政策課契約担当課長から次のとおり説明を行った。

「2025年度（令和7年度）の福山市発注分の入札件数は597件で、落札率は90.16%、上下水道局発注分の入札件数は180件で、落札率は87.32%であり、前年度と比較して、福山市発注分の落札率が0.10ポイント低下し、上下水道局発注分の落札率が2.13ポイント低下している。上下水道局発注分の落札率の低下の要因としては、予定価格が1億5千万円を超える大型案件の落札率が低下したことによるものと考えられる。」

続いて、2025年（令和7年）10月1日から2026年（令和8年）3月31日までの間に開札を行った工事を対象に、担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① 道路舗装工事（佐波瀬戸幹線・7-1）【総合評価方式】
- ② 福山市曙交流館改築電気設備工事
- ③ 福山市立野々浜小学校他3校屋内運動場冷暖房設置都市ガス設備工事
- ④ 中津原浄水場工水2系北沈澱池機械設備取替工事【総合評価方式】
- ⑤ 松永ポンプ場No.3除塵機改修工事

○抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、まず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次のとおりである。

抽出案件① 道路舗装工事（佐波瀬戸幹線・7-1）【総合評価方式】	
Q 1	<p>① 総合評価方式とした理由</p> <p>② 入札参加者が1社のみとなった理由。また、入札資格者が何社程度あり、何社程度の入札を想定していたか。</p>
A 1	<p>本工事は、老朽化した舗装を復旧する工事である。</p> <p>当該路線は、本市市街地と南部地域を結ぶ片側1車線の幹線道路の一部であり、車両の交通に加え、歩行者や自転車の利用も多い状況となっている。</p> <p>そのため、通行車両等へのきめ細かい対応が必要となり、安全で円滑な工事を実施するためには、徹底した安全管理が必要となり、技術的難易度が高いことから総合評価方式特別簡易型による入札を選択したものである。</p> <p>本工事の入札参加者が1者のみになった理由は、あくまで想定にはなるが、入札参加者が自社の工事の受注状況や技術者の他工事への配置状況等を総合的に判断した結果であると考えられる。</p> <p>この入札参加資格要件を満たす業者は、少なくとも7者程度を把握しており、同程度の入札を想定していた。</p>
Q 2	<p>2026年（令和8年）3月18日付けで変更契約を行った理由は。</p>
A 2	<p>施工時期や工事周知方法に係る地元との協議・調整に不測の日数を要したため、工期を延期した。</p>
Q 3	<p>総合評価方式で発注する工事について、工事内容に応じ、安全対策についての評価項目を追加で設けるといったことをしているか。</p>
A 3	<p>本工事では設定していない。施工計画を求める簡易型での実施の場合、評価項目を追加で設定することはあるが、本工事は、施工計画を求めない特別簡易型により実施しており、評価項目及び評価基準は共通のものである。</p>
抽出案件② 福山市曙交流館改築電気設備工事	
Q 4	<p>① 入札参加者が1社のみとなった理由</p> <p>② 入札資格者が何社程度あり、何社程度の入札を想定していたか。</p>

<p>A 4</p> <p>Q 5</p> <p>A 5</p> <p>Q 6</p> <p>A 6</p> <p>Q 7</p> <p>A 7</p> <p>Q 8</p> <p>A 8</p>	<p>本工事は、福山市曙交流館の改築に伴う電気設備工事である。</p> <p>本工事の入札参加者が1者のみとなった理由については、あくまで想定にはなるが、本市において同時期に同工種の工事が複数発注されており、入札参加者が自社の工事の受注状況や技術者の他工事への配置状況等を総合的に判断した結果であると考えられる。</p> <p>この入札参加資格要件を満たす業者は、少なくとも29者程度を把握しており、同程度の入札を想定していた。</p> <p>同時期に同工種の工事を何件発注しているか。</p> <p>同日の開札日に同工種で発注した工事は、本件を含めて18件あった。</p> <p>同日の開札日に同工種で発注した工事の中で、本工事のみ入札参加が少ないが、他の工事に比べて工事内容の難易度が高いといった理由があるのか。</p> <p>他の工事に比べて難易度が高いというわけではない。</p> <p>交流館の改築の電気設備工事で設計金額が約6,000万円になるものなのか。</p> <p>更地に新しく建てることを改築と言い、太陽光発電を新規に設置するため設計金額が高くなった。</p> <p>本体の建築工事を先行して発注しているが、よくあることなのか。</p> <p>本体の建築工事については、2026年（令和8年）3月の議会の議決を得て契約する案件であった。本工事については、議決日の時期に開札するよう発注している。</p>
<p>抽出案件③ 福山市立野々浜小学校他3校屋内運動場冷暖房設置都市ガス設備工事</p>	
<p>Q 9</p> <p>A 9</p>	<p>① 随意契約とした具体的な理由</p> <p>② 落札率が100%となった理由</p> <p>本工事は、野々浜小学校、旭丘小学校、東朋中学校、向丘中学校の屋内運動場に冷暖房設備を設置するための冷暖房設備機器に都市ガスを供給する工事である。</p> <p>都市ガス工事については、ガス事業法第48条の規定に基づき、供給に係る料金その他の供給条件について託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けた</p>

	<p>一般ガス導管事業者でないとその認可を得た区域内におけるガスの工事を施工することができない。</p> <p>今回の工事は、当該業者が託送供給約款を定め、認可を得た区域内において施工するものであるため、認可を受けた当該業者と随意契約したものである。</p> <p>本市は、認可を受けた一般ガス導管事業者から託送供給約款に基づき見積を徴収し、工事価格を積算している。託送供給約款に基づく価格により積算しているため、結果的に高落札率となると考えている。</p>
Q 1 0	認可を得た区域内において、認可を受けた一般ガス導管事業者は当該業者のみということか。
A 1 0	そのとおり。
Q 1 1	本工事は体育館に冷暖房設備を設置する工事か。
A 1 1	そのとおり。
Q 1 2	順次、小学校、中学校の体育館に冷暖房設備を設置していく予定か。
A 1 2	今後のことは未定である。基幹緊急避難場所になっている学校の屋内運動場については既に冷暖房設備を設置している。また、現在4校の屋内運動場長寿命化工事を行っているが、4校については冷暖房設備の設置工事を行っている。
Q 1 3	過去5年で同様の工事があったのか。
A 1 3	小学校及び中学校の屋内運動場冷暖房設備設置都市ガス整備工事については、2024年度（令和6年度）から行っている。
Q 1 4	2024年度（令和6年度）から全て当該業者と契約しているか。
A 1 4	市内中心部などの都市ガスエリアは当該業者と契約しているが、郊外はプロパンガスのため、他の業者と契約している。
Q 1 5	小学校及び中学校以外の建物についても、当該業者と契約しているか。
A 1 5	都市ガスエリアについては、当該業者と契約している。

Q 1 6	冷暖房設備をガスで行うのは一般的か。
A 1 6	一般的である。ケースバイケースになるが、今回は基幹緊急避難場所に設置するという理由で、教育委員会と相談の上、電気が止まってもガスで冷暖房設備が動くようにした。

抽出案件④ 中津原浄水場工水2系北沈澱池機械設備取替工事【総合評価方式】

Q 1 7	<p>① 入札参加者が1社のみとなった理由</p> <p>② 入札資格者が何社程度あり、何社程度の入札を想定していたか。</p> <p>③ 番号10「一ツ樋ポンプ場ポンプ増設機械設備工事（除塵設備）【総合評価方式】」でも同一の企業が参加し、単独落札した経緯</p>
A 1 7	<p>本工事は、御幸町にある中津原浄水場の工業用水を浄水処理する沈澱池設備において、老朽化した傾斜板及び汚泥掻き寄せ設備を取り替えるものである。</p> <p>入札参加資格については、稼働中の沈澱池設備を取り替える工事であり、浄水処理に支障をきたさないよう、施設に精通した知識、技術を要し、施設管理者との調整や施工時間に制約のある難易度が高い工事であるため、総合評価方式による入札とした。また、要件として沈澱池の傾斜板と掻き寄せ設備の設置又は取替工事の元請けとしての施工実績を求めたものである。</p> <p>なお、入札参加資格要件を満たす業者は9者程度を把握しており、同程度の入札を想定していた。</p> <p>入札参加者が1社のみとなった理由については、あくまで想定にはなるが、工事期間が2か年度にまたがることなどの条件のほか、各社が自社の工事の受注状況や技術者の他工事への配置状況等を総合的に判断した結果であると考えている。</p> <p>番号10「一ツ樋ポンプ場ポンプ増設機械設備工事（除塵設備）【総合評価方式】」でも同一の企業が参加し、単独落札した経緯について、当該工事は、東川口町一丁目及び新浜町一丁目に増設する一ツ樋ポンプ場へ自動除塵機2基を設置するものである。</p> <p>入札参加資格については、稼働中のポンプ場に設備を増設する工事であり、既設のポンプ設備の排水に支障をきたさないよう、施設に精通した知識、技術を要し、施設管理者との調整や施工時間に制約のある難易度が高い工事であるため、総合評価方式による入札とした。また、要件として一定以上の吐出量に対応する自動除塵機を設置した施工実績を求めたものである。</p> <p>なお、この入札参加資格要件を満たす業者は、6者程度を把握しており、同程度の入札を想定していたが結果として当該業者1社の応札となったものである。</p>

抽出案件⑤ 松永ポンプ場N o. 3 除塵機改修工事

Q 1 8	① 随意契約とした具体的な理由。「協力会社」とあるが、保守点検業者と具体的にどのような関係か。
A 1 8	<p>本工事は、雨水を排水するための施設である松永ポンプ場のN o. 3 除塵機において、河川からポンプ場へ流入するし渣を取り除く除塵機の内部機器が、経年劣化により摩耗・損傷したことで運転不能となり、正常な雨水排水に支障をきたしていたことから、早期に当該劣化部品の交換をするため緊急的な対応を行ったものである。</p> <p>施工に当たっては、施設を稼働させながら部品を交換する必要があり、運転管理を含めた施設全体の状況や個々の設備に精通している者に施工させる必要がある。</p> <p>当該業者は、保守点検業者の下請として当該施設での施工実績がある業者で、元請としても別の施設において同様の工事を施工した実績があることから当該工事において迅速かつ的確な施工が可能であり、緊急性を要する当該工事に保守点検業者よりも早期の施工が可能だったため随意契約したものである。</p>
Q 1 9	過去に、当該施設での施工については、保守点検業者が協力会社に下請で発注していたということか。
A 1 9	そのとおり。
Q 2 0	保守点検業者と随意契約しなかったのはなぜか。
A 2 0	本来は保守点検業者と随意契約するが、すぐの対応は難しいと契約を断られたためできなかった。本工事は緊急性が高いため、過去の実績もあり、迅速な対応が可能な協力会社と随意契約した。
Q 2 1	契約保証金について免除している理由は。
A 2 1	本工事は緊急性のある工事として発注している。当該業者は過去に上下水道局発注の工事を履行した実績があるなどの信頼性と本工事を履行できるという確実性が見込まれることから、契約保証金を免除した。
以上	

○まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

(2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

- ・ 指名除外措置運用状況について

2025年（令和7年）10月1日から2026年（令和8年）3月31日の間に指名除外措置をした5事案6者の状況について、建設政策課契約担当課長が報告した。報告内容に対する主な質疑応答は、次のとおりである。

指名除外措置運用状況についての報告	
Q 1	番号3の事案において、汙濫解析時の計算プログラムが誤っていたのはどうしてわかったのか。
A 1	事案は県発注の業務であり、どのように判明したかの詳細は不明である。
Q 2	過去に、工事でなく業務委託について、過失による粗雑業務により指名除外措置をしたことはあるか。
A 2	ある。
Q 3	番号5及び番号6の事案については、両者と契約しているのか。
A 3	市と契約しているのは元請業者である番号5の業者である。番号6の業者は下請業者であり、作業員が負傷したのも当該下請業者である。元請業者にも安全管理責任があるため、両者を指名除外措置したものである。
	以上

(3) その他

- ・ 次回委員会の開催時期について

2026年（令和8年）11月下旬の予定

- ・ 次回の審議で対象とする工事案件の抽出について

2026年（令和8年）4月から2026年（令和8年）9月までを対象とし、掛谷委員が担当する。